

職場の労働問題でお困りの方へ
 ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

関係機関連絡協議会	機 関 名		相談	紛争解決制度	裁判	電話番号
	①宮崎労働局		○	○		0985-38-8821
	②宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課		○			0985-26-7106
	③宮崎県労働委員会		○	○		0985-26-7262
	④日本支援センター宮崎地方事務所（法テラス宮崎）		○			050-3383-5530
	⑤宮崎県弁護士会		○			0985-22-2466
	⑥宮崎県司法書士会		○	○		0985-28-8538
	⑦宮崎県社会保険労務士会		○	○		0985-20-8160
	⑧日本産業カウンセラー協会九州支部宮崎事務所		○			0985-29-7200
	⑨宮崎地方裁判所				○	0985-68-5131

①-1 **宮崎労働局総合労働相談コーナー** 【パワハラ、セクハラ、マタハラの相談に応じます！】

問 合 せ 先	宮崎労働局雇用環境・均等室		(電話)0985-38-8821
	宮崎総合労働相談コーナー（宮崎労働基準監督署内）		(電話)0985-29-6000
	延岡総合労働相談コーナー（延岡労働基準監督署内）		(電話)0982-34-3331
	都城総合労働相談コーナー（都城労働基準監督署内）		(電話)0986-23-0192
	日南総合労働相談コーナー（日南労働基準監督署内）		(電話)0987-23-5277
利 用 で き る 制 度	相 談	制度概要	①民事上の個別労働紛争に係る相談 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 ②セクハラ、マタハラ等均等3法に係る相談（※） 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する相談を受け付けております。 （※署内総合労働相談コーナーでのセクハラ、マタハラ等均等3法に係る個別事案に関する相談については、局雇用環境・均等室に取次ぎます。）
		費用	無料
		相談方法	電話又は面談。予約不要。
		相談日時	月～金 8:30～17:15 ※土曜日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。
	助言・ 指導	制度概要	民事上の個別労働紛争について、宮崎労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。
		費用	無料
	援 助	制度概要	職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の労働紛争について、宮崎労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。
		費用	無料
	あ っ せ ん	制度概要	民事上の個別労働紛争について、宮崎労働局長から委任を受けた宮崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けたあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 （※署内総合労働相談コーナーにおいても、あっせん申請の受付を行っております。）
		費用	無料
調 停	制度概要	職場における性別による差別的取扱いなど均等法、育・介法、パートタイム労働法に関わる民事上の労使間労働紛争に関して、宮崎労働局長から委任を受けた宮崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。	
	費用	無料	

①-2 宮崎労働局職業安定部職業対策課【雇用分野における障害者に対する差別等に関する相談に応じます！】

問合せ先		宮崎労働局職業安定部職業対策課		(電話)0985-38-8824
利用できる制度	相談	制度概要	雇用分野における障害者に対する差別、合理的配慮の提供等に関する相談を受け付けております。	
		費用	無料	
		相談方法	電話又は面談。予約不要。	
		相談日時	月～金 8:30～17:15 ※土曜日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。	
	助言・指導・勧告	制度概要	雇用分野における障害者に対する差別、合理的配慮の提供に関する紛争について、宮崎労働局長が紛争当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告を行うことにより、紛争の解決を促進する制度です。	
		費用	無料	
調停	制度概要	雇用分野における障害者に対する差別、合理的配慮の提供に関する紛争について、宮崎労働局長から委任を受けた宮崎紛争調整委員会（弁護士等の委員で構成）の中に設けられる障害者雇用調停会議において、調停委員が紛争解決に向けて調停を実施します。		
	費用	無料		

② 宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課【県内4箇所相談所を設置しています！】

問合せ先		宮崎中小企業労働相談所（宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課内）		(電話)0985-26-7106
		日南中小企業労働相談所（日南県税・総務事務所総務商工センター内）		(電話)0987-22-2714
		都城中小企業労働相談所（都城県税・総務事務所総務商工センター内）		(電話)0986-23-4518
		延岡中小企業労働相談所（延岡県税・総務事務所総務商工センター内）		(電話)0982-33-2862
利用できる制度	相談	制度概要	賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けております。	
		費用	無料	
		相談方法	電話又は面談。	
		相談日時	月曜～金曜 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始は除きます。	

③ 宮崎県労働委員会【公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成を活かした解決援助サービス！】

問合せ先		宮崎県労働委員会事務局（宮崎県庁3号館6階）		(電話)0985-26-7262 (FAX) 0985-20-2715 (HP)http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdo/shigoto/rodo/
		●労働相談専用ダイヤル「働くあんしんサポートダイヤル」		(電話)0985-26-7538
利用できる制度	相談	制度概要	賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談に応じています。	
		費用	無料	
		相談方法	面談、電話、FAX、HP上の相談フォーム。	
		相談日時	月曜～金曜日 8:30～17:15 ※祝祭日、年末年始は除く。	
	あっせん	制度概要	労働者個人と使用者との間で生じた労働問題に関する紛争について、あっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによる解決のお手伝いをいたします。労働者、使用者のどちらからでも申請ができます。あっせん員は、原則として公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（経営者団体の役員等）から各1名、計3名の三者構成で、公平・中立な立場で問題解決に当たります。長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 ※労働者個人でなく、労働組合と使用者間の労働争議については、労働委員会の集団的労働紛争のあっせん・調停・仲裁、不当労働行為救済の制度を利用することになります。	
		費用	無料	
	その他	手続き等の詳細は、宮崎県労働委員会事務局までお問い合わせください。		

④ 法テラス宮崎【法律の専門家等が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！】

問合せ先		日本司法支援センター宮崎地方事務所（法テラス宮崎）		(電話)050-3383-5530
		●法テラスサポートダイヤル		(電話)0570-078374
利用できる制度	情報提供	サービス内容	利用者からの問い合わせに応じて、一般的な法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのかわからない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。	
		費用	無料	
		利用方法	電話又は来所。	
		受付日時	●法テラス宮崎 月火木金 10:00～16:00（昼休み12:00～13:00） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00（日曜、祝祭日休業）	
		注意点	情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。	
	民事法律扶助	サービス内容	経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えを行います。	
費用		法律相談は無料		
注意点		収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。援助を受けるためには、①月収が一定額以下であること②保有資産が一定額以下であること③勝訴の見込みがないとはいえないこと、④民事法律援助の趣旨に適することの条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる方に効果的です。		

⑤ 宮崎県弁護士会【法律の専門家があなたの立場でお手伝い！】

問合せ先		宮崎県弁護士会		(電話)0985-22-2466 (FAX) 0985-22-2449 (HP)http://www.miyaben.jp/
利用できるサービス	一般法律相談	サービス概要	解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。	
		費用	相談料 約 30 分 5,000 円 (税別) 世帯の収入が一定額以下の場合「法テラス」の相談援助の対象となり、その場合は原則として相談料が無料となります。詳細はお問い合わせ下さい。	
		利用方法	要電話予約。	
	多重債務相談	サービス概要	負債についての相談をお受けします。	
		費用	無料	
		利用方法	●毎週水曜日 13:30~16:30 ●要電話予約	
	夜間テレホン法律相談	サービス概要	電話での無料相談。借金、家族問題、近隣トラブル等法律問題全般。匿名での相談可能です。	
		費用	無料	
		利用方法	●毎週水曜日 19:00~20:30 ●電話:0985-23-6112 (上記時間帯のみ有効)	
	弁護士会交通事故相談	サービス概要	交通事故についての相談を、面談または電話でお受けします。	
		費用	無料 (ただし通話料は自己負担)	
		利用方法	●面談相談: 第1・3火曜日 13:30~16:00 (予約受付番号 0985-22-2466) ●電話相談: 毎週火曜日 (※第5火曜日をのぞく) 10:00~12:00 ※面談相談は要電話予約、電話相談は予約不要 (電話相談受付番号 0570-078325)	
無料法律相談	サービス概要①	弁護士会が無料で実施している法律相談ですが、場所、時間等について制約があります。詳細は宮崎県弁護士会にご確認ください。		
	サービス概要②	地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、法律相談を実施しています。相談内容は、主催する団体により (イ) 法律一般相談、(ロ) 交通事故相談、(ハ) クレジット・サラ金等金銭債務に係る相談に分かれています。実施している主催機関、日時、相談内容等の詳細については、宮崎県弁護士会にお問い合わせいただくか、宮崎県弁護士会ホームページにてご確認ください。		

⑥ 宮崎県司法書士会【特別にトレーニングを積んだ司法書士が紛争解決をサポート！】

問合せ先		宮崎県司法書士会		(電話)0985-28-8538
利用できるサービス	無料法律相談	サービス概要	給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与 (名義変更)、交通事故の物損、成年後見制度、クーリング・オフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって電話での相談をお受けします。	
		費用	無料	
		利用方法	電話 (0120-969657) 司法書士を紹介 相談時間 1人 30分以内	
		相談日時	祝祭日、土曜・日曜を除く 9:00~16:00	
	法テラス民事法律扶助相談	サービス概要	司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、法テラス (日本司法支援センター) と契約している司法書士の事務所、または、指定相談場所において受けられる無料相談であり、資力 (収入や保有資産) が一定額以下である方を対象としています。なお、相談回数には制限があります。また、司法書士による法テラス民事法律扶助相談は、その内容が 140 万円を超えない請求等に限定されています。	
		費用	無料	
		利用方法	要電話予約	
	ADRセンター	サービス概要	民事上の司法処理機関として司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手続を行っています。紛争の目的価額が金 140 万円以下の民事に関する紛争に限定されます。	
		費用	有料 申立手数料 5,000 円 (税別)、期日手数料 10,000 円 (税別、1 期日ごと)	

⑦ 宮崎県社会保険労務士会【労働関係諸法令の専門家としての強みを発揮！】

問合せ先		宮崎県社会保険労務士会総合労働相談所		(電話)0985-60-3876
		●職場のトラブル相談ダイヤル		(電話) 0570-07-4864
		●社労士会労働紛争解決センター宮崎		(電話) 0985-20-8160
利用できるサービス	総合労働相談	サービス内容	賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。	
		費用	無料	
		相談日時	月曜~金曜日 13:00~17:00 ※年末・年始、祝日等を除く ※相談は面談相談のみで予約が必要。	
	職場のトラブル相談ダイヤル	受付時間	月曜~金曜日 11:00~14:00 年末・年始、祝日等を除く	
	労働紛争解決センターによるあっせん	制度概要	主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士 (あっせん委員) が、職場のトラブル (解雇、賃金問題等) の当事者 (労働者・経営者) 双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。	
		受付時間	月曜~金曜日 9:00~17:00 年末・年始、祝日等を除く	
		費用	有料 申立手数料 1,050 円 (税込)	

⑧ **日本産業カウンセラー協会**【法律では解決できない“気持ち”や“考え方”などを心理学的手法で支援します！】

問合せ先		(一社)日本産業カウンセラー協会九州支部宮崎事務所		(電話)0985-29-7200
利用できるサービス	こころナビゲーション	制度概要	仕事のこと、人間関係のこと、将来のことなど、家族のことなど、家族や友人だからこそ相談できない問題はありますか。輝く5年後、10年後を目指すためのカウンセリングです。	
		費用	無料	
		利用方法	完全予約制。1週間前までに青少年プラザ(0985-24-9138)に予約。 毎月 第2・第4木曜日。 対象 宮崎市内在住、または在勤の15歳～40歳(学生不可) ※匿名、ニックネームでも申し込みます。	
		相談日時	月曜～金曜 8:30～17:15 ※土曜日曜、祝祭日、年末年始は受け付けていません。	
	カウンセリング	制度概要	宮崎事務所のカウンセリングルームでの相談。仕事、家庭、人間関係、自分自身のこと、将来のことなど、様々な相談に対し、その分野について専門性の高い産業カウンセラーが対応します。	
費用		6,200円(税込、1回50分) ※当協会会員、賛助会員の場合5,500円(税込)		
利用方法		完全予約制(最低でも1週間前に電話で予約) 実施日 月曜～金曜 9時～16時の間に開始 相談時間 1回50分		
働く人の無料電話相談		毎年9月の世界自殺予防デーに合わせて、3日間の無料電話相談を実施		
産業カウンセラーの日 無料相談		11月23日の「産業カウンセラーの日」に全国各地で無料相談を実施		

⑨ **裁判所**

問合せ先		宮崎地方裁判所		(電話)0985-68-5131(地裁民事受付係直通)	
		宮崎簡易裁判所		(電話)0985-68-5153(簡裁民事調停係直通)	
利用できる手続き	民事調停手続(簡易裁判所)	手続概要	調停主任(裁判官又は調停官)と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。		
	少額訴訟手続(簡易裁判所)	手続概要	原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り利用することができます。事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。		
	労働審判手続(宮崎地方裁判所本庁)	手続概要	労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。		
	民事訴訟手続(簡易裁判所・地方裁判所)	手続概要	裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。		
	費用		上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。		
	注意点		裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っていません。上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。		

【労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会】

構成員：宮崎労働局(事務局)、宮崎県、宮崎県労働委員会、宮崎地方裁判所、日本司法支援センター宮崎地方事務所、宮崎県弁護士会、宮崎県社会保険労務士会、宮崎県司法書士会、(一社)日本産業カウンセラー協会九州支部宮崎事務所、(独)宮崎産業保健総合支援センター